

令和8年度

技術・家庭(家庭)

(解答はすべて技術・家庭(家庭)解答用紙に記入すること)

この試験問題は持ち帰ることができます。

なお、本問題で利用した著作物は、著作権法第36条により、
試験の目的上必要と認められる限度において複製したものです。
同目的以外の利用はできません。

(長野県教育委員会)

受験 番号						氏 名	
----------	--	--	--	--	--	--------	--

【問1】「中学校学習指導要領」（平成29年3月）第2章 第8節 技術・家庭 「第2 各分野の目標及び内容」に即して、次の文の（ あ ）～（ す ）に当てはまる語句を書きなさい。

〔家庭分野〕

1 目 標

（略）

- (1) 家族・家庭の（ あ ）について理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活の（ い ）に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家族・家庭や地域における（ う ）から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなど、これからの生活を展望して課題を解決する力を養う。
- (3) 自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、（ え ）の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

2 内 容

A 家族・家庭生活

（略）

(1) 自分の成長と家族・家庭生活

ア 自分の成長と家族や家庭生活との関わりが分かり、家族・家庭の基本的な（ あ ）について理解するとともに、家族や地域の人々と（ お ）して家庭生活を営む必要があることに（ か ）こと。

(2) 幼児の生活と家族

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 幼児の発達と生活の特徴が分かり、子供が育つ環境としての家族の役割について理解すること。

(イ) 幼児にとっての遊びの意義や幼児との（ き ）について理解すること。

イ 幼児とのよりよい（ き ）について考え、工夫すること。

（略）

B 衣食住の生活

（略）

C 消費生活・環境

（略）

3 内容の取扱い

(1) 各内容については、生活の（ く ）な理解を深めるための実践的・（ け ）な活動を充実すること。

(2) 内容の「A家族・家庭生活」については、次のとおり取り扱うものとする。

ア (1)のアについては、家族・家庭の基本的な（ あ ）がAからCまでの各内容に関わっていることや、家族・家庭や地域における様々な問題について、（ お ）、（ こ ）、生活文化の継承、（ さ ）等を視点として考え、解決に向けて工夫することが大切であることに気付かせるようにすること。

イ (1)、(2)及び(3)については、相互に関連を図り、実習や観察、（ し ）などの学習活動を中心とするよう留意すること。

ウ (2)については、幼稚園、保育所、認定こども園などの幼児の観察や幼児との（ す ）ができるよう留意すること。アの(ア)については、幼児期における周囲との基本的な信頼関係や生活習慣の形成の重要性についても扱うこと。

エ (3)のアの(イ)については、高齢者の身体の特徴についても触れること。また、高齢者の介護の基礎に関する（ け ）な活動ができるよう留意すること。イについては、地域の活動や行事などを取り上げたり、他教科等における学習との関連を図ったりするよう配慮すること。

【問2】「家族・家庭生活」について、各問いに答えなさい。

(1) 下の【表1】は子供の「心身の発達の特徴」の例を示したものである。

【表1】

	乳児期	幼児期 (1歳以上3歳未満)	幼児期 (3歳以上)
心身の発達 の特徴	・首がすわる ・あやすと喜ぶ ・(あ)	・走る ・<u>(ア)自我が芽生える</u> ・(い)	・基本的な動作が一通りできる ・日常会話ができる ・(う)

① 【表1】の(あ)～(う)に当てはまる「心身の発達の特徴」の例として最も適切なものを下のⅠ～Ⅲから選びそれぞれ記号で書きなさい。

- Ⅰ 人見知りをする

Ⅱ きまりの大切さに気付く

Ⅲ 二語文を話す

② 次の文は、【表1】中の下線部(ア)について述べたものである。文中の(え)に当てはまる語句を漢字6字で書きなさい。

2歳を過ぎると行動範囲の拡大とともに、好奇心が広がり、強く自己主張を始める。また、何でも自分でやろうとする意欲が芽生えてくる。2歳～4歳頃に特徴的にみられるのが(え)である。突然「お母さん嫌い!」と言って1人でどこかへ行ってしまったかと思えば、「お母さ～ん」と甘えて戻ったりする。これを繰り返しながら徐々に自分の世界を広げてくる。これは自我が健全に発達するためのエネルギーでもある。

(2) 幼児期は、1日3食の食事以外にも間食(おやつ)を食べる。幼児にとって間食が必要な理由を書きなさい。

【問3】「食生活」について、各問いに答えなさい。

(1) はるさんは、今日の夕食にハンバーグと蒸し野菜サラダを作ろうと考えている。次の問いに答えなさい。

① 次のあ～おの文は、肉の特徴や調理上の性質について説明したものである。説明が正しいものをすべて選び、記号で書きなさい。

- あ ひき肉に塩を加えて混ぜると粘りがでる。

い 肉を加熱すると、脂質の変性により縮んで肉汁が流出し、かたくなる。

う ひき肉は、塊肉より空気に触れる面が大きく、腐敗しにくい。

え スープストックなど、肉から出るうまみを汁に出したいときには、水から煮る。

お 長く煮ると、かたい筋などがやわらかくなる。

② 調理中、ハンバーグの中まで火が通っているかを確認したい。確認するには、どのような方法で、どのような状態になっているとよいのか、それぞれ1つずつ書きなさい。

③ はるさんは、蒸し器を使って蒸し野菜を作る。蒸し調理の特徴と、蒸し器を使用する上での注意点をそれぞれ1つずつ書きなさい。

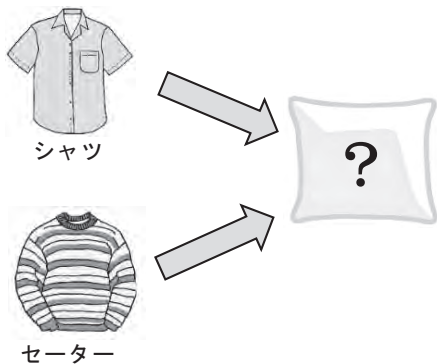
④ 蒸し調理の特徴について、生徒が理解できるようにするために、授業でどのような工夫が考えられるか、端的に書きなさい。

⑤ ハンバーグを調理するために牛乳10mLと油(焼き用)3gを使う。それぞれ計量スプーンを用いて、計量するとき、それぞれ何杯分になるか、書きなさい。なお、大さじ、小さじのどちらを使用するかも示すこと。

(2) 次の文は、平成15年5月23日に公布された法律の第一条である。この法律の名称を書きなさい。

第一条 この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

【問4】「衣生活」について、中学生のめぐみさんとたけしさんの会話文を読み、各問いに答えなさい。



めぐみ：環境のことを考えて、もう着られなくなった服を使って、クッションカバーを作ろうと思っているんだ。半袖のシャツとセーターのどちらかで作ろうと思っているんだけど、どちらがいいかな。

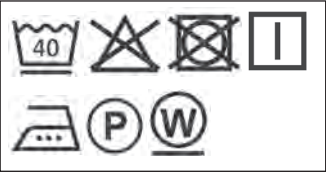
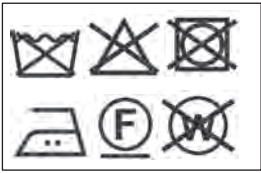
たけし：作ってから困らないように、完成した物を想像してから作る方がいいと思うよ。

めぐみ：そうだね。クッションは自分の部屋に置くから縞模様でカラフルなセーターにしようかな。

たけし：見た目の他にも繊維の種類や手入れの方法も気にして考えた方がよいのかもしれないよ。たしか、それぞれの服には、そういったことが書かれているところがあるはずだよ。

- (1) めぐみさんは、シャツとセーターそれぞれに付いているタグを確認し、【表2】のようにまとめた。次の①②に答えなさい。

【表2】

	シャツ 	セーター 
表示A	綿 60% ポリエステル 40%	毛 100%
表示B		

- ① 表示A、表示Bそれぞれの名称を書きなさい。
- ② 【表2】シャツの表示Bを見て、記号の説明として適切なものには○、適切でないものには×を書きなさい。

- あ 干し方は、日なたのつり干しがよい。

い 塩素系及び酵素系の漂白剤を使用して漂白ができる。

う 底面温度160℃を限度としてアイロン仕上げができる。

え タンブル乾燥禁止。

お ドライクリーニングができる。

- (2) めぐみさんは、クッションカバーをミシンで縫う前に、試し縫いをした。縫ったところ、【図1】のような縫い目になった。このようになった理由と解決方法をそれぞれ書きなさい。

【図1】

【問5】「住生活」について、各問いに答えなさい。

- (1) 厚生労働省「令和3年人口動態統計」を見ると、家庭内事故の死者数が交通事故の死者数を上回っている。65歳以上の高齢者は、他の世代と比べ、家庭内事故による死者数の割合が多く、原因の1つとして溺死があげられる。家庭内事故の溺死を防ぐための対策について1つ書きなさい。
- (2) 家庭内事故への対応としての住空間の整え方について、生徒が具体的に考えることができるようにするために、授業でどのような指導の工夫が考えられるか、書きなさい。
- (3) 地球温暖化防止等の地球環境保全を促進する観点から、地域の特性に応じ、エネルギー・資源・廃棄物等の面で適切な配慮がなされるとともに、周辺環境と調和し、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅及び住環境のことを何というか、書きなさい。

【問6】「消費生活・環境」について、各問いに答えなさい。

- (1) 次の文は、平成13年4月1日から施行された法律の第一条である。この法律の名称を書きなさい。

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合等について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

- (2) 次のあ～かの文で、(1)の法律から取り消すことができる契約はどれか、すべて記号で書きなさい。

- あ 自宅を訪れて勧誘する事業者「もうお引き取りください」と言っても「契約してくれるまで帰らない」などと居座り、強引に契約させられた。
- い 将来、確実に値上がりするとは限らない金融商品を、事業者「確実に値上がりする」「必ず儲かる」などと説明を受け、購入させられた。
- う 就職活動中の学生が、事業者「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と不安をあおるような勧誘を受け、契約させられた。
- え 魚屋さんの店頭で「新鮮だよ」と言われたので魚を買ったが、たいして新鮮であるとは思えなかった。
- お 中古車販売業者から、事故車ではないことを口頭で確認して中古車を購入したが、後日整備に出したら事故車だと分かった。
- か 「〇〇日には届く」と言われたので契約したが、配送遅延のため、荷物がその日には届かなかった。

- (3) 経済的に自立し、より良い生活を送るために必要なお金に関する知識や判断力のことを何というか、書きなさい。